

法人番号で



わかる。



つながる。



ひろがる。

法人の皆さまに 法人番号をお届けします。

法人番号 (13桁) は広く一般に
公表され、どなたでも自由に
ご利用いただけます。

平成 27 年 10 月から、
1法人に1つ法人番号を指定し、
「登記上の本店所在地」に
通知書を郵送します。

※ 法人の支店・事業所等や個人事業者は
対象ではありません。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

インターネットで

名称

所在地

法人
番号

が公表されます。

名称・所在地の変更登記がお済みでない場合は、管轄の法務局で申請手続きをお願いします。

法人番号の最新情報は、国税庁HPのトップページの



をクリック

マイナンバー制度に関するお問合せは

マイナンバーのコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

0570-20-0178

法人の皆さまに法人番号をお届けします

～ まもなく通知が始まります!! ～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から国税分野においても順次、利用が開始されます。

1 法人番号の概要 ～法人番号の3つのキーワード「指定」「通知」「公表」～

「指定」 法人番号は国税庁長官が、①株式会社等の設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に対して1法人1つの番号（13桁）を指定します（※1）。

「通知」 法人番号の指定を受けた法人等の登記上の本店又は主たる事務所の所在地に通知書を郵送します（※2）。

「公表」 法人番号の指定を受けた法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）を、インターネット（国税庁法人番号公表サイト）で公表します。

（※1）法人の支店・事業所や個人事業者、民法上の組合等には指定しません。

（※2）通知先には、国税に関する法律に規定する届出書に記載された所在地を含みます。また、地域ごとに順次通知していくこととしております。具体的なスケジュールや通知方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

2 法人番号の活用メリット 法人番号で わかる。 つながる。 ひろがる。

法人番号を使うと、以下のようなことができるようになります。

わかる。

法人番号により法人等の名称・所在地がわかる。

（例）法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

（例）複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

（例）行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続きにおける届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問合せ

➤内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>）やマイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル 0570-20-0178）をご利用ください。

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

➤国税庁ホームページのトップページの  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

➤国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>）（平成27年10月開設）では、法人等の3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索・閲覧などができます。

最新情報は随時更新しますので、それぞれのお知らせコーナーをご覧ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん